

# 高齢者の生きがいと健康づくり事業費助成要綱

## (目的)

第1条 公益財団法人かがわ健康福祉機構は、高齢者の生きがいと健康づくり事業の円滑な推進を図るため、これらの事業を積極的に実施している団体又は公益財団法人かがわ健康福祉機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるものが高齢者の生きがいづくりや健康づくりに関する事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で経費を助成する。

## (助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、高齢者の生きがいと健康づくり活動とする。

## (助成対象経費)

第3条 助成の対象経費は、前条に規定する経費とする。ただし、経常的経費等は除くものとする。

## (助成額)

第4条 助成対象経費のうち、理事長が必要と認める額とする。

## (助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに「高齢者の生きがいと健康づくり事業費助成金交付申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- 一 助成事業実施計画書
- 二 助成事業収支予算書
- 三 その他理事長が指示する書類

## (助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により提出された「高齢者の生きがいと健康づくり事業費助成金交付申請書」を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の決定をし、その内容を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

## (事業変更による助成金交付決定の取消等)

第7条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定通知をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

## (承認事項)

第8条 助成金の交付決定通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

- 一 助成事業の中止をしようとするとき。

- 二 助成事業内容を変更しようとするとき。
- 三 開催場所又は開催日時を変更しようとするとき。

#### (事業の監督)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の遂行状況に関し助成事業者から報告を求め、又は職員に実地調査させ、若しくは必要な指示をすることができる。

#### (事業実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「高齢者の生きがいと健康づくり事業費助成金実績報告書」(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- 一 助成事業実績報告書
- 二 助成事業収支決算書
- 三 その他理事長が指示する書類

#### (助成金の額の確定及び交付)

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

#### (補助の取消等)

第12条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は前条の規定により既に交付した助成金を助成事業者から返還を命ずることがある。

- 一 この要綱に違反し、又は不正の行為があったとき。
- 二 この要綱の規定による報告をせず、又は調査若しくは検査を拒んだとき。
- 三 助成事業の実施方法が不相当であるとき。
- 四 この要綱に定める理事長の指示その他命令に従わないとき。

#### (書類、帳簿等の備付)

第13条 助成事業者は、事業の状況、費用の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付けねばならない。

#### (雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。